

1 議 事 日 程 (第1日)

(平成27年第3回久山町議会定例会)

平成27年9月4日

午前9時30分開会

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第28号 久山町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第4 議案第29号 久山町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第5 議案第30号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第6 議案第31号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第7 議案第32号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について
- 日程第8 議案第33号 福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第9 議案第34号 久山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
(27久山町条例第16号)
- 日程第10 議案第35号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
(27久山町条例第17号)
- 日程第11 議案第36号 久山町立学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
(27久山町条例第18号)
- 日程第12 議案第37号 土地取得について
- 日程第13 議案第38号 土地取得について
- 日程第14 議案第39号 町道路線の認定について
- 日程第15 議案第40号 平成26年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 議案第41号 平成26年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 議案第42号 平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 議案第43号 平成26年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第44号 平成26年度久山町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 議案第45号 平成27年度久山町一般会計補正予算 (第1号)
- 日程第21 議案第46号 平成27年度久山町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第22 議案第47号 平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

日程第23 議案第48号 平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第24 請願第2号 「少人数学級の推進」などの定数改善と「義務教育費国庫負担制度の拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

2 出席議員は次のとおりである（10名）

1番	有田行彦	2番	山野久生
3番	阿部文俊	4番	吉村雅明
5番	阿部賢一	6番	佐伯勝宣
7番	阿部哲	8番	本田光
9番	松本世頭	10番	木下康一

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

8番	本田光	9番	松本世頭
----	-----	----	------

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町長	久芳菊司	副町長	只松輝道
教育長	中山清一	代表監査委員	國崎英機
総務課長	安部雅明	教育課長	松原哲二
税務課長	川上克彦	健康福祉課長	物袋由美子
田園都市課長	實淵孝則	上下水道課長	矢山良寛
経営企画課長	安倍達也	魅力づくり推進課長	久芳義則
町民生活課長	森裕子		

6 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	矢山良隆	議会事務局書記	笠利恵
総務課係長	阿部桂介		

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（木下康一君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより平成27年第3回久山町議会9月定例会を開会いたします。

まず初めに、議会開会に当たり、町長より挨拶をお受けいたします。

町長。

○町長（久芳菊司君） 9月定例会開催に当たり一言御挨拶申し上げます。

本日、ここに9月定例会を招集しましたところ、議会全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。先月25日の未明に非常に勢力が強い台風15号が我が福岡県を直撃するというので、我が町にも大きな被害が発生するのではと大変懸念しておりましたが、幸いにも本町におきましては大きな被害発生には至らずに一安心したところでございます。

さて、2013年9月7日、ブエノスアイレスにおいて2020年夏季オリンピック開催都市が我が国、東京に決定した瞬間は、日本中がその喜びに大いに沸きました。がしかし、ここに至って新国立競技場の建設の見直し、さらに今回大会のシンボルであるエンブレムまでも見直されることが発表されるなど、日本国民にとって大変ショッキングなニュースが続いております。早くすっきりした形で2020年の東京オリンピックを国民みんなで盛り上げていきたいものであります。

また、国会では安保法案の審議が参議院に移り集中審議が行われていますが、時間が経過するにつれ若者の関心も高まり、我が国が戦争参加への道を進むのではないかとの不安が募り、先般も大規模な反対デモが国会議事堂前を埋め尽くすといった状況まで発生してきています。そもそも、これは我が国が戦争を起こさないための法案ではなかったかと私は思っていますが、内容がエスカレートし、いつの間にか安保法案が戦争法案と叫ばれるようになってしまっています。この案件は日本国が安全と平和を維持し続けるに当たって大変重要な問題であります。よって、早く正しい審議を回復し、時間をかけてでも国民の理解が得られるような結果が導き出されることを強く願うものであります。

さて、今年が地方創生元年として政府は我が国が今日急速な人口減少の局面に入っていることを踏まえ、やがて地方が衰退するのを防止するため、各自治体がそれぞれの地域特徴を生かした自立的で持続的な社会を構築し、魅力あふれたものにすることを目指しています。何が地方創生かということについては、まだ定義は明確でないようですが、平たく言えば地域振興や活性化を目指すもので、農業や観光、科学技術イノベーションなどが地方創生のあり方として示されているところであります。本町における総合戦略の策定に当たりましては、今後幅広い分野の方に参加していただき進めてまいりたい方針ですが、

地方創生によって現在の町総合計画の基本理念を変更するものではなく、これまで久山町が目指してきた自然と人の健康を大切にすることを基本として将来に向けて活力ある豊かな町の形成に向けて、その具体的な方策と戦略を考えていくものであります。

これに先立ち、私は8月18日から各行政区を回り、まちづくり座談会を実施し、町民お一人お一人が考えになっているこれからの久山のまちづくりに関して率直な御意見、要望等を拝聴することといたしました。今回は、お互い肩を張らずに自由に意見交換がしやすい座談会形式で行い、いろいろな御意見や御要望を聞くことができました。今後とも、このような場を重ねながら、本町がこれまで長年まちづくりの柱として大切にしてきた緑豊かな美しい自然や伊野皇大神宮や首羅山遺跡等の歴史、文化、そして世界に誇る「ひさやま方式」による町民の健康管理など、これら久山の貴重な宝を生かし、久山の魅力を満載した久山まち・ひと・しごと総合戦略計画の策定に取り組んでまいり所存であります。策定に当たっては議会の皆様の御理解と御協力を賜りながら、ともに進めてまいりたいと考えていますので、よろしくお願い申し上げます。

今議会に御提案します案件は、人事議案5件、規約及び条例の一部改正議案4件、土地取得に関する議案等3件、平成26年度一般会計外決算認定議案5件、そして平成27年度一般会計外補正予算議案が4件でございます。

それぞれの議案の詳細につきましては各担当課長が御説明いたしますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（木下康一君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木下康一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、久山町議会会議規則第119条の規定によって、8番本田光議員及び9番松本世頭議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（木下康一君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの15日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月18日までの15日間に決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第28号 久山町教育委員会委員の任命同意について

日程第4 議案第29号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長（木下康一君） 日程第3、議案第28号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

ここでお諮りします。

日程第3の議案第28号から日程第4の議案第29号までの2議案は関連議案でございますので、久山町議会会議規則第37条の規定により一括議題とし、2議案を一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号から議案第29号までの2議案を一括議題といたします。

それでは、2議案一括して提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 議案第28号並びに議案第29号につきまして一括して御説明をいたします。

議案第28号につきましては、本案は北村昇子教育委員の任期が平成27年10月5日に満了することに伴い、教育委員会の委員の任命同意について提案するものでございます。

任命の同意をお願いいたします方は、氏名、北村昇子、生年月日、昭和20年11月26日、住所、糟屋郡久山町大字久原1764番地、平成23年10月6日から1期4年間務めていただいております。今回再任をお願いするものであります。同氏は昭和40年に香蘭女学院を卒業されまして、38年ほど前に東久原区に転入され、以来、地域の行事や活動には積極的に参加をされ、地域住民からも信頼も厚いお方でございます。また、現在は現代工芸美術家協会会員等で陶芸家として御活躍され、数々の美術展において多くの賞を受賞されています。平成23年からは久原小学校のゲストティーチャーとして子供たちへの陶芸の指導や子供の将来の夢の持ち方などについてお話もいただいております。芸術、そして文化の面からも教育指導、助言を行っていただき、教育委員として適任であると考えています。御審議の上、御同意いただきますようお願いいたします。

次に、議案第29号、本案は現在教育委員会委員であります河邊秀美氏が平成27年10月5日付をもって任期満了となりますので、後任の人事につきお諮りをするものでございま

す。今回、新たに任命する方は、氏名、阿部榮子、住所、糟屋郡久山町大字山田1586番地3、生年月日、昭和24年8月4日。阿部榮子氏は福岡教育大学卒業後、昭和47年4月、粕屋町立大川小学校教諭を皮切りに昭和63年4月からは久山町立久原小学校教務主任以下各学校の教職員として御活躍され、篠栗町立勢門小学校校長を最後に平成18年3月に退職をされておられます。退職後は平成18年9月から宇美町教育委員会適応指導教室専任指導員として平成23年3月まで勤務され、現在平成23年6月からは久山町の社会福祉協議会評議員として御活躍をされておられます。これまでの長い教育現場での経験により教育行政についての見識は非常に高いと評価しており、教育委員として本町の教育行政の発展、充実に御尽力いただける方と確信いたしております。御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第30号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

日程第6 議案第31号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

日程第7 議案第32号 糟屋郡公平委員会委員の選任同意について

○議長（木下康一君） 日程第5、議案第30号糟屋郡公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

ここでお諮りします。

日程第5の議案第30号から日程第7の議案第32号までの3議案は関連議案でございますので、久山町議会会議規則第37条の規定により一括議題とし、3議案を一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（木下康一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第32号までの3議案を一括議題といたします。

それでは、3議案一括して提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（久芳菊司君） 御説明いたします。

議案第30号から議案第32号の3議案につきましては、糟屋郡公平委員会委員3名の任期が平成27年10月31日をもって満了となることに伴い、後任の委員の選任に当たり糟屋郡公平委員会規約第3条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

今回、新たに選任同意をお願いするのは、氏名、藤田清満、住所、糟屋郡新宮町下府3丁目6番18号、生年月日、昭和25年11月24日。次に、氏名、山田裕嗣、住所、糟屋郡粕屋町仲原1丁目9番20号、生年月日、昭和23年6月14日。次に、櫻木幸弘、住所、糟屋郡宇

美町宇美1丁目8番47号、生年月日、昭和26年10月18日の3名の方でございます。

詳細につきましては委員会において御説明いたしますので、御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第33号 福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について

○議長（木下康一君） 日程第8、議案第33号福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更に関する協議について、本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、福岡市、久山町し尿終末処理事務の委託に関する規約の一部変更協議についてお願いをするものでございます。

本町が福岡市が委託しておりますし尿終末処理事務の委託施設の名称が変更になることについて福岡市と協議をするため地方自治法第252条の14第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第34号 久山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第9、議案第34号久山町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（安部雅明君） 御説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、個人番号をその内容に含む特定個人情報の適切な取り扱いを確保するため、また番号法との整合性を図るため、久山町個人情報保護条例の一部改正を提案するものです。

詳細につきましては委員会において御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第35号 久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第10、議案第35号久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、久山町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてお願いするものでございます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード等の再交付に係る手数料を新規に定める必要が生じたこと、また住民基本台帳関連の手数料の受益者負担及び近隣自治体との均衡の観点から久山町手数料徴収条例の一部を改正する必要が生じたため議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第36号 久山町立学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（木下康一君） 日程第11、議案第36号久山町立学童保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（物袋由美子君） 御説明いたします。

本案は、学童保育所の管理及び運営について、委託先が保護者会に限定されていることから、将来に向けて所要の事項を整備する必要が生じたため提案するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第37号 土地取得について

○議長（木下康一君） 日程第12、議案第37号土地取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（松原哲二君） 本案は、国史跡首羅山遺跡の公有化のため財産を取得するに当たり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

取得する財産の種類は、土地、所在地は糟屋郡久山町大字久原字首羅140番2、地目は山林、地積は6,617平方メートルで、取得金額は820万5,080円、契約の相手方は糟屋郡久山町大字久原1580番地、實淵英介氏です。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第38号 土地取得について

○議長（木下康一君） 日程第13、議案第38号土地取得についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（松原哲二君） 御説明いたします。

本案は、国史跡首羅山遺跡の公有化のため財産を取得するに当たり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

取得する財産の種類は、土地、所在地は糟屋郡久山町大字猪野字白谷696番1、地目は山林、地積は9,327平方メートルで、取得金額は1,109万9,130円、契約の相手方は糟屋郡久山町大字猪野1000番地1、只松雅久氏です。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第39号 町道路線の認定について

○議長（木下康一君） 日程第14、議案第39号町道路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田園都市課長。

○田園都市課長（實淵孝則君） 御説明いたします。

本案は、道路法第8条第1項の規定に基づき町道路線を認定するに当たり同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

認定する路線につきましては、路線名、大城戸5号線、起点、大字山田字大城戸1667番9先、終点、大字山田字大城戸1667番11先、延長30.5メートル、最小幅員6メートル、最大幅員10メートル。

次に、山ノ神14号線、起点、大字久原字山ノ神561番先、終点、大字久原字山ノ神564番先、延長43.6メートル、最小幅員6メートル、最大幅員6メートルの2路線でございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第40号 平成26年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（木下康一君） 日程第15、議案第40号平成26年度久山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度久山町一般会計歳入歳出決算認定について監査委員による審査が終了いたしましたので、地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

歳入決算額46億1,333万9,460円、歳出決算額43億5,116万6,289円、歳入歳出差し引き額2億6,217万3,171円の黒字決算であり、同額の2億6,217万3,171円を翌年度へ繰り越すものでございます。

歳入を前年度決算と比較しますと23.8%の減で、額にしますと14億4,428万9,826円の減額決算になります。この大幅な減額決算の主な要因といたしましては、前年度は土地開発公社の解散のため借り入れた第3セクター等改革推進債12億8,300万円の影響によるものでございます。

歳入の内訳は、町税、地方譲与税、地方交付税、各種交付金、臨時財政対策債などの経常的一般財源等収入が約28億6,644万3,000円で、歳入総額の62.1%を占める割合となっております。対前年度より増加したのは町税1,986万1,000円、1.0%増、配当割交付金304万5,000円、85.4%の増、地方消費税交付金1,753万3,000円、15.4%の増、地方交付税

1,234万6,000円、2.0%の増、分担金及び負担金29万円、0.6%の増、県支出金1,625万6,000円、9.4%の増、繰入金3億996万9,000円、6,951.5%の増となっております。減少したのは、地方譲与税234万6,000円、4.7%の減、利子割交付金7万円、3.3%の減、株式等譲渡所得割交付金167万2,000円、31.2%の減、ゴルフ場利用税交付金5万円、0.4%の減、自動車取得税交付金930万1,000円、55.4%の減、地方特例交付金139万5,000円、20.2%の減、交通安全対策特別交付金19万7,000円、7.6%の減、使用料及び手数料495万5,000円、4.6%の減、国庫支出金7,871万5,000円、13.7%の減、財産収入1,073万4,000円、12.6%の減、繰越金4,392万6,000円、19.8%の減、諸収入2億2,517万9,000円、64.2%の減、地方債14億4,533万円、81.6%の減となっております。

歳出につきましては、前年度決算と比較しますと26.0%の減で、額にしますと15億2,799万2,552円の減額決算になります。この大幅な減額決算の主な要因は、歳入の減額決算と同じく前年度は土地開発公社の解散に伴う代位弁済費12億8,000万円の支出による影響でございます。対前年度より増加したのは人件費、扶助費、公債費の義務的経費が8,309万9,000円、5.5%の増となっております。ほかには物件費8,987万7,000円、9.9%の増、維持補修費3,267万4,000円、54.0%の増、災害復旧事業費1,867万1,000円、190.1%の増となっております。対前年度より減少したのは補助費等12億5,215万8,000円、76.4%の減となっております。ほかには繰出金8,257万5,000円、15.3%の減、積立金2億1,322万6,000円、98.1%の減、投資及び出資金、貸付金1,030万6,000円皆減、投資的経費1億7,537万8,000円、17.7%の減となっております。目的別歳出では、総務費、労働費、農林水産業費、土木費、諸支出金以外は全て増額となっており、町の財政構造の弾力性の指標となる経常収支比率は前年度より3.6%上がり91.5%となっており、今後も継続して経常経費の抑制を図るとともに、より一層自主財源の確保に努める必要があると思われま

す。  
詳細につきましては委員会で各担当課長が御説明いたしますので、御審議の上、認定いただきますようお願いいたしまして説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第41号 平成26年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について

○議長（木下康一君） 日程第16、議案第41号平成26年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度久山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により認定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、財源となります歳入の主なものといたしましては国民健康保険税1億6,193万6,670円、国庫支出金2億1,384万5,583円、療養給付費等交付金8,309万9,109円、前期高齢者交付金2億9,112万634円、県支出金6,003万985円、共同事業交付金1億2,512万9,279円、繰入金6,378万4,085円、歳入合計といたしましては10億5,370万8,358円でありまして、前年よりも4,162万1,065円の増額となり、前年の約4.1%の増となっております。

歳出、主なものといたしましては、保険給付費7億2,442万6,025円、後期高齢者支援金等1億152万156円、介護納付金4,077万4,977円、共同事業拠出金9,788万5,778円、歳出合計といたしましては10億36万7,362円であり、前年より4,230万171円の増額となり、前年の約4.4%の増となっております。歳入合計から歳出合計を差し引いた5,334万996円が翌年度への繰越額となっております。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第42号 平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（木下康一君） 日程第17、議案第42号平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度久山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を地方自治法第96条第1項第3号及び第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

決算の概要につきましては、この財源となります歳入の主なものといたしまして、後期高齢者医療保険料9,970万6,670円、繰入金3,225万2,658円、繰越金440万3,610円、歳入合計といたしましては1億3,637万1,568円でありまして、前年よりも287万8,939円の増額となり、対前年比は約2.2%の増となっております。歳出といたしましては、総務費873万

7,435円、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして1億2,287万2,003円、歳出合計といたしましては1億3,160万9,438円でありまして、前年よりも252万419円の増額となり、対前年比は約2%の増となっております。歳入合計から歳出合計を差し引いた476万2,130円が翌年度への繰越額となります。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第43号 平成26年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（木下康一君） 日程第18、議案第43号平成26年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（矢山良寛君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度久山町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第96条第1項第3号及び同法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

平成26年度の決算は、歳入合計5億4,926万7,025円、歳出合計5億4,326万378円で、歳入歳出差し引き残額600万6,647円を翌年度へ繰り越すものでございます。

歳入決算の主なものといたしましては、分担金及び負担金3,082万9,140円、使用料及び手数料1億7,067万7,180円、国庫支出金4,312万円、一般会計繰入金1億8,000万円、事業債1億1,000万円でございます。また、歳出決算の主なものにつきましては、総務費9,650万8,403円、事業費1億9,682万5,676円、公債費2億4,659万635円でございます。

事業の進捗状況につきましては、下水道管の布設延長は年度中に1.6キロメートル完成いたしまして全体で62.9キロメートル、処理区域面積といたしましては12.8ヘクタール増となりまして全体で296ヘクタール、認可区域面積に対しまして64.9%の進捗でございます。行政人口に対する処理区域内人口の割合でございます下水道普及率につきましては92.4%となっております。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

以上、終わります。

○議長（木下康一君） ここで議事日程の変更をお願いします。

日程第19の文言の中で「剰余金の処分及び」を削除お願いいたします。

（「議案何号」と呼ぶ者あり）

第19の中での文言で、「剰余金の処分及び」の文言、削除お願いします。よろしいでしょうか。44号、よろしいですか。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第44号 平成26年度久山町水道事業会計歳入歳出決算認定について  
○議長（木下康一君） では、日程第19、議案第44号平成26年度久山町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（矢山良寛君） 御説明いたします。

本案は、平成26年度久山町水道事業会計歳入歳出決算を地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。

平成26年度末給水人口は8,139人と前年度と比べまして19人増加しております。普及率は年度末久山町人口8,333人に対しまして97.7%、また配水量93万5,279立方メートルに対しまして有収水量は88万1,261立方メートルで、有収率は94.2%となっております。剰余金につきましてはですが、平成26年度の剰余金3,173万277円と前年度までの未処分利益剰余金94万3,141円を足した平成26年度久山町水道事業会計未処分利益剰余金3,267万3,418円につきましては処分は行わずに全額を繰り越すものでございます。決算といたしましては、収益的収入の決算は水道事業収益2億3,059万9,319円、内訳といたしましては営業収益として1億9,660万1,350円、営業外収益が3,399万7,969円となっております。収益的支出の決算は、水道事業費用1億9,592万9,194円、内訳といたしましては営業費用1億5,343万9,789円、営業外費用といたしまして4,098万7,534円、特別損失といたしまして150万1,871円となっております。また、資本的収入の決算といたしましては、負担金として5,198万7,363円となっております。資本的支出の決算といたしましては1億4,633万5,967円、内訳といたしまして建設改良費5,425万9,241円、企業債償還金といたしまして9,207万6,726円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額といたしまして9,434万8,604円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額401万9,201円及び過年度損益勘定留保資金29万9,900円、それから当年度の損益勘定留保資金8,895万150円及び建設改良積立金107万9,353円で補填いたしております。

詳細につきましては委員会で御説明させていただきますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

以上、終わります。

○議長（木下康一君） ただいま上程されました議案第40号から議案第44号までの5議案は決算認定の案件でありますので、ここで監査委員から報告を受けます。

國崎代表監査委員が入場されるまでしばらくお待ち願います。

〔代表監査委員 國崎英機君 入場〕

○議長（木下康一君） 國崎代表監査委員が入場されましたので、監査報告をお願いいたします。

○代表監査委員（國崎英機君） 改めまして監査委員の國崎でございます。

ただいまより平成26年度一般会計、特別会計並びに水道事業会計について監査報告をいたします。

なお、監査報告結果につきましては、監査委員2名の合議によるものでございます。

座らせていただきます。

町長から審査に付されました平成26年度の決算について審査が終了いたしましたので、ここに御報告をいたします。

平成26年度の決算で審査の対象としましたのは、平成26年度久山町一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、下水道事業特別会計歳入歳出決算並びに平成26年度久山町水道事業会計決算であります。

審査の主眼とその方法でございますが、審査に付された各会計歳入歳出決算並びに係帳簿、証憑書類について、第1に決算の計数は正確であるか、第2に経理事務は関係法令に適合した処理がなされているか、第3に予算の執行報告は適切かつ効率的になされているか、以上の点に留意しつつ、関係課長及び担当者の説明を聴取するとともに、月例出納検査を参考にして審査を行いました。

なお、投資的事業につきましては、主な事業箇所を現地調査をいたしております。

次に、審査の期間ですが、6月24日から8月20日にかけて実施をいたしました。また、水道事業会計は5月29日に実施をいたしました。

審査の結果ですが、平成26年度一般会計は、歳入が46億1,333万9,460円、歳出が43億5,116万6,289円で、繰越明許費として翌年度へ繰り越す一般財源7,989万8,000円を除いた実質収支は1億8,227万5,171円となっております。

なお、歳出予算の執行割合は92.4%であり、繰越明許で翌年度へ繰り越す額1億674万円を差し引けば不用額は2億5,211万671円となり、その主なものは総務費、民生費、衛生費、商工費、教育費であります。

予算の執行に当たっては、財政関連法令を遵守し、予算執行計画に基づき適正かつ適宜

な支出に心がけ、各事業の進捗状況を常に把握しながら、未執行の不用額は最小限になるように努めていただきたいと存じます。

国民健康保険特別会計は、歳入が10億5,370万8,358円、歳出は10億36万7,362円で、実質収支は5,334万996円であります。

後期高齢者医療特別会計は、歳入が1億3,637万1,568円で、歳出が1億3,160万9,438円で、実質収支は476万2,130円であります。

下水道事業特別会計は、歳入が5億4,926万7,025円で、歳出が5億4,326万378円で、実質収支は600万6,647円であります。

水道事業会計は、収益的収支が3,467万125円の黒字となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,434万8,604円は消費税及び地方消費税資本収支調整額401万9,201円、過年度損益勘定留保資金29万9,900円及び当年度損益勘定留保資金8,895万150円及び建設改良積立金107万9,353円で補填されており、平成26年度の純利益は3,065万924円であります。

以上、一般会計及び特別会計、企業会計におきます実質収支について説明をいたしました。が、全ての会計において黒字決算であり、収支の均衡は保たれていることを認めます。

また、決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書は関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係帳簿と照合した結果、いずれも正確であることを認めますとともに、予算の執行及び関係する事務が適正に処理されていることを御報告いたします。

しかしながら、次に指摘する事項につきましては、今後十分に検討され、適切な措置、改善を図っていただきたいと考えています。

まず第1点ですが、財政の弾力性を判断する指標として用いられています経常収支比率についてであります。町財政の根幹であります経常一般財源収入、これは町税、普通交付税等ですが、それに占める義務的経費、人件費、扶助費、公債費等の割合が、これを経常収支比率と言うんですが91.5%で、昨年よりも3.6ポイント悪化しております。糟屋地区においても5番目の比率となっております。今後国からの交付金等が大幅削減されることが予想されることから、さらなる財政構造の弾力性を確保され、健全な財政運営に努められますよう強く要望いたします。

第2点は自主財源の確保であります。これには人口増、企業誘致等が有効な手段と考えられます。地区計画の見直しや区画整理事業等によって宅地化は進んでおります。これによって人口の歯止めはかかっておりますけれども、さらなる対策が必要だと考えます。また、企業誘致にも積極的に取り組まれて、その実績は評価できますが、さらなる優良企業の誘致等を図るとともに土地利用構想の見直しが必要となります。大胆な発想と創意工夫

によって安定的自主財源の確保に取り組んでいただきたいと思います。

また、町が取得された土地の処分に関する基本的な方針を定め、年次的に処分するよう利用・処分計画を作成され、次世代の負担にならないよう努めていただきたいと思います。

第3点は町税、使用料、受益者負担金の滞納総額ですけれども、2年前、24年度末ですね、約9,700万円ありました。今年度は意見書にもありますように約3,500万円、これは担当部署、それから担当課長の鋭意努力の結果だと思えますけれども、不納欠損で落としたんが約680万円を含んで約3,500万円ほど減少はしているものの、やはりまだ滞納繰り越しが約6,188万円上っております。今年度も時効等による不納欠損処理が247万円となっております。公平公正の原則のもとに滞納者については時効中断の法的手続を徹底されるとともに、新たな滞納発生を極力抑えるために現年度課税については臨戸徴収の徹底を図られるとともに重点的な徴収体制の整備を望みます。

なお、滞納処分には専門的知識と経験が必要でありますので、強制徴収の対象なる町税、国保税、下水道使用料、それから下水道の受益者負担金、この滞納処分手続においては事務の一元化による効率的な徴収体制の整備など考えられますので、あわせて御検討をいただきたいと思います。

また、滞納者にはそれぞれ滞納となる理由があると思えますので、その原因分析をすることも徴収上重要な要素と考えておりますので、さらなる徴収努力をお願いします。

第4点としては補助金の目的外使用についてですが、補助金の当初の目的には問題はなかったと思えます。その補助金で建てられたモデル住宅の運用方法に問題があり、補助金の返還を余儀なくされました。その建物を子育て支援の施設として利用されているといえども運用方法等に問題があったと思えます。補助金の目的、運用方法等を十分理解し、周知し、今後このようなことがないように努めていただきたいと思います。

第5点としては、観光交流センターの事業に関する不用額についてです。平成25年度から平成26年度に繰り越した予算が平成26年度に一部執行され、約1億3,600万円もの多額の不用額が発生しております。事業計画が数年を要する事業については、当初の計画段階において全体計画を提示し、コンセンサスを得ることが重要と考えます。このような多額の不用額が発生することがないように留意していただきたいと思います。

以上、主な5項目について指摘をいたしました。決算審査意見書に詳細を掲載しておりますので、御一読をいただきたいと思います。

次に、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付した平成26年度健全化判断比率について、財政第4指標、中身が実質赤字比率、それから連結

実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の久山町の現状について御説明をいたします。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

まず、実質赤字の比率でございますが、一般会計、特別会計、普通会計が対象となりますが、早期健全化基準が15%とされています。また、連結実質赤字比率についても普通会計と企業会計が対象とされ、早期健全化比率は20%とされています。その2つの指標については、いずれの会計においても黒字決算決算ですので、問題はありません。

次に、実質公債費比率についてであります。標準財政規模に占める普通会計、公営企業会計、一部事務組合に係る公債費の割合を示すもので、早期健全化基準は25%とされており、本町におきましては10.9%となっております。昨年よりも1.7ポイント悪化しておりますが、財政としては健全であると言えます。

次に、将来負担比率についてですが、普通会計、公企業会計、一部事務組合、第3セクター等、全てを含むもので、早期健全基準は350%とされており。これは77.5%となっておりますので、昨年より2.7ポイント悪化はしておりますけれども、これも健全であることを認めます。

以上、数値的には何ら問題はなく、将来性は一応健全であると判断いたします。ただ、經常比率、それから普通公債費比率、将来負担比率ともに悪化している、この要因は意見書の5ページの下段のほうに書いてますけれども、土地開発公社の解散に伴う第3セクター債、これの借り入れ12億7,8,000万円、約13億円の借り入れ、これが大きな要因になってますので、こういうことも含めて公社から取得した土地の計画的な処分が望まれます。

それからまた、水道事業会計、下水道特別会計において資金不足比率については特に指摘する事項はございませんでした。これらの指標のうち、一つでも健全化判断基準を超えますと財政健全化計画を策定しなければなりませんし、さらに数値が悪化すると財政再生計画を策定し国の管理のもとに予算編成をすることになります。執行部におかれましては、特に将来負担比率を念頭に置かれ、さらなる財政の健全化に努めていただきたいと思います。

また、議会におかれましては監視、チェック機能を十分に発揮していただきますことをお願いしまして平成26年度決算監査報告といたします。ありがとうございました。

(「質問、よろしいでしょうか」と呼ぶ者あり)

○議長(木下康一君) 今まで監査委員に質疑は認めてやってきてませんので。

（「わかりました。じゃ、また機会があったら。結構です。質問が2点ありましたが、また」と呼ぶ者あり）

詳細に御報告いただきましてありがとうございました。

ちょっと監査委員が退席されます。ちょっとしばらくお待ちください。

〔代表監査委員 國崎英機君 退席〕

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第45号 平成27年度久山町一般会計補正予算（第1号）

○議長（木下康一君） 日程第20、議案第45号平成27年度久山町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営企画課長。

○経営企画課長（安倍達也君） 御説明いたします。

本案は、平成27年度久山町一般会計歳入歳出補正予算（第1号）をお願いするものであります。既定の歳入歳出予算の総額44億1,002万5,000円に歳入歳出それぞれ1億7,057万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,059万9,000円とするものでございます。

歳出の主な内容は、人事異動及び市町村職員共済組合負担金の負担率変更等に伴い全体で721万9,000円の減、総務費では一般管理費の例規整備支援業務委託料等439万6,000円の増、財産管理費の中ノ浦池隣地のり面整備工事費650万円の増、町有林管理費の町有林造林間伐等経営委託料836万円の増、OA事務費の社会保障・税番号制度導入事業費1,205万4,000円の増、まちづくりプロジェクト推進費のオリーブ栽培場整備費等660万8,000円の増、民生費では児童福祉施設費の保育所運営委託料1,699万円の増、農林水産業費では農地費の農業用水路補修工事費400万円の増、商工費では観光費の観光交流センター等整備事業費4,406万円の増、土木費では土木総務費の土地購入費520万円の増、生活環境基盤整備事業費の環境基盤整備工事費530万円の増、道路維持費の道路補修工事費500万円の増、橋梁維持費の横断歩道橋点検委託料100万円の増、交通安全対策事業費の交通安全施設整備費270万円の増、河川総務費の普通河川整備工事費200万円の増、公園費の猪野公園トイレ設計委託料100万円の増、教育費では教育振興費中、施設大規模改修費の久山中学校大規模改修工事費870万5,000円の減、久山町立幼稚園建設費の久山町立幼稚園実施設計委託料2,900万円の増、社会教育総務費の社会教育施設改修工事費341万4,000円の増、全体で1億7,057万4,000円の増額となります。財源となります歳入は、町税、地方特例交付金、地方交付税、国県支出金、繰越金、町債等で1億7,057万4,000円となります。

詳細につきましては委員会で各担当課長が御説明いたしますので、御審議の上、御承認していただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第46号 平成27年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（木下康一君） 日程第21、議案第46号平成27年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成27年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額11億7,025万5,000円に歳入歳出それぞれ1,317万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億8,343万4,000円とするものでございます。

歳出補正の主なものといたしましては、諸支出金の国県支出金精算返納金が確定したことによる1,426万9,000円の増額になり、歳出補正合計といたしましては1,317万9,000円でございます。そのための財源であります歳入補正といたしまして繰越金の中から1,510万6,000円を増額し、歳入補正合計といたしまして1,317万9,000円でございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第47号 平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（木下康一君） 日程第22、議案第47号平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

○町民生活課長（森 裕子君） 御説明いたします。

本案は、平成27年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額1億3,901万8,000円に歳入歳出それぞれ488万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,389万9,000円とす

るものでございます。歳出補正といたしましては、総務費が12万円の増額、後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして476万1,000円の増額で、歳出補正合計といたしまして488万1,000円でございます。そのための財源であります歳入補正といたしましては、繰入金12万円の増額、繰越金が476万1,000円の増額で、歳入補正合計といたしましては488万1,000円でございます。

詳細につきましては委員会におきまして御説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第48号 平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（木下康一君） 日程第23、議案第48号平成27年度久山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（矢山良寛君） 御説明いたします。

本案は、平成27年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）をお願いするものでございます。既定の歳入歳出予算の総額6億3,791万8,000円に歳入歳出それぞれ203万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,995万4,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、平成27年7月1日の人事異動に伴う歳出予算の事業費中、給与等人件費を203万6,000円増額し、歳入予算の前年度繰越金を増額するものでございます。

詳細につきましては委員会で御説明いたしますので、御審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上、終わります。

○議長（木下康一君） 本日までに受理した請願は、お手元に配りました請願文書表のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 請願第2号 「少人数学級の推進」などの定数改善と「義務教育費国庫負担制度の拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願

○議長（木下康一君） 日程第24、請願第2号「少人数学級の推進」などの定数改善と「義務教育費国庫負担制度の拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願を議題とい

たします。

本件について紹介議員より趣旨説明を受けます。

本田光議員。

- 8番（本田 光君） 「少人数学級の推進」などの定数改善と「義務教育費国庫負担制度の拡充」を国の関係機関に求める意見書提出に関する請願について説明を行います。

日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童・生徒や教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっております。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには1クラス学級規模を引き下げる必要があります。また、文部科学省が実施した今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小・中高校の望ましい学級規模として26人から30人を上げております。三位一体改革と称して義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され、非正規教職員も増えております。子供たちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けることが憲法上の要請であります。子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であります。

以上の理由から、1、少人数学級を推進すること、具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため30人以下学級とすること、2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため義務教育費国庫負担制度を拡充することなどが必要であります。

したがって、この請願を付託されました委員会、また本会議におきまして可決していただき、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛てに意見書を提出していただきますようによろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

- 議長（木下康一君） 本請願は久山町議会会議規則第92条の規定により第1委員会に付託しましたので報告します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

散会 午前10時40分